解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

和歌山県橋本市山田三四八番地の一

楽農市場有限会社

清算人　松本　有三

解散公告

当社は、平成二十五年十一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

長崎県松浦市鷹島町阿翁兎八三四番地

有限会社鷹島石工クラブ

清算人　宮﨑　行雄

解散公告

当社は、平成二十五年十一月十六日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

大分市坂ノ市中央三丁目一三番六号

有限会社みよし

清算人　竹本　利弘

解散公告

当社は、平成二十五年十一月二十九日開催の株主総会の決議により同月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

大分県津久見市合ノ元町一番四号

龍晶産業株式会社

代表清算人　古手川保正

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

宮崎県小林市野尻町紙屋三九四六番地九

有限会社坂上製材所

清算人　坂上　由春

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十一月六日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

北海道虻田郡洞爺湖町栄町五八番地

洞爺湖町土地開発公社

清算人　八木橋　隆

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

青森市大字野尻字今田五二番地四号

財団法人青森県手をつなぐ育成会

清算人　鳥山　夏子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月十八日開催の社員総会の決議により平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

岩手県盛岡市津志田町二丁目一番一一号

社団法人岩手県農業機械協会

清算人　高橋　豊

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

東京都新宿区四谷四丁目一番地　細井ビル

財団法人クレイム研究会

代表清算人　廣田　富男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

神戸市中央区花隈町三番二八号

財団法人黒住教神戸一誠会

代表清算人　杉島威一郎

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十月二十四日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目一番一号

熊野町土地開発公社

代表清算人　立花　隆蔵

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

福岡市早良区飯倉二丁目一三番二号

財団法人飯倉会館

代表清算人　品川　満

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日岩手県知事の認可により解散し、類似団体に事業を委譲することといたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

岩手県盛岡市大沢川原二丁目二番三二号

財団法人岩手労働福祉会館

代表清算人　豊巻　浩也

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

秋田県大館市字金坂後六番地

財団法人大館鳳鳴高等学校振興会

代表清算人　佐藤　祥男

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

秋田県大仙市大曲金谷町二六番九号

財団法人大曲農業高等学校農友会

代表清算人　安杖　正義

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

群馬県多野郡神流町大字生利九番地

社団法人生利報徳社

代表清算人　吉田　正剛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日をもって存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

長野県長野市差出南三―九―一　長野工業高等学校内

財団法人長野県産業教育振興基金

清算人　浅澤潤一郎